

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
1	20221202	有限会社マルマン商事 (法人番号 6210002009640) 代表 者万月与志男	福井県大野市田野第42-3	本社営業所	福井県大野市田野第42-3	輸送施設の使用停止 (110日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和4年8月2日、酒気帯び運転をしたことを端 緒として、監査を実施。10件の違反が認められ た。(1)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、 (2)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第 3項)、(3)乗務等の記録記載事項不備(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)事故の 記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第9条の2)、(5)運行指示書の作成義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の3第1項)、(6)運行指示書の記載事項等の不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の3第1項)、(7)運転者に対する指導監督義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10 条第1項)、(8)運転者に対する指導監督記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 10条第1項)、(9)運行管理者に対する指導監督 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第22条)、(10)自動車事故報告書未届出(貨物 自動車運送事業法第24条)	11	11

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
2	20221202	ネットロジス株式会社 (法人番号 6180001079853) 代表 者河村幸俊	愛知県瀬戸市山の田町 155	瀬戸営業所	愛知県瀬戸市山の田町 155	輸送施設の使用停止 (10日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の 4	令和4年6月10日、監査方針に基づき、監査を 実施。6件の違反が認められた。(1)整備管理者 の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条の4)、(2)点呼の実施義務違 反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第1項及び第2項)、(3)点呼の記録記載事項不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 第5項)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動 車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)乗務等の 記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条)	1	1
3	20221207	岐阜第一物流有限会 社(法人番号 8200002009425) 代表 者本庄佐紀子	岐阜県瑞穂市十九条326- 1	本社営業所	岐阜県瑞穂市十九条字石 塚326-1	許可の取消し	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第4号	令和4年8月9日、監査方針に基づいて、監査を 実施。9件の違反が認められた。(1)事業計画の 変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規 則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示 の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第3条第4項)、(3)整備管理者選任義務違反 (整備管理者選任なし)(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条の2)、(4)定期点検未実施 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の 2)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項)、(6) 点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事 業輸送安全規則第7条第5項)、(7)乗務等の記 録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安 全規則第8条)、(8)運行記録計による記録義務 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9 条)、(9)運行管理者の選任違反(運行管理者選 任なし)(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 18条第1項)	85	80

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
4	20221207	サンワリ्यूーツ株式会社(法人番号2180301014027) 代表者飯田武司	愛知県刈谷市一里山町家下80	本社営業所	愛知県豊明市栄町神田143番1	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	令和4年7月1日、重傷事故を引き起こしたとして、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(2)運転者に対する指導監督記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	11	2
5	20221209	株式会社 KINGS FENIX EXPRESS(法人番号7180001131241) 代表者安田考宏	愛知県名古屋市長区大將ヶ根2丁目1007	本社営業所	愛知県名古屋市長区大將ヶ根2丁目1007-309	輸送施設の使用停止(10日車)	貨物自動車運送事業法第8条第1項	令和4年5月27日及び令和4年6月3日、監査方針に基づき、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)事業計画に定めるところに従う義務違反(貨物自動車運送事業法第8条第1項)	19	1

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
6	20221209	株式会社 KINGS F ENIX EXPRESS(法人 番号 7180001131241) 代表 者安田考宏	愛知県名古屋市長区大 将ヶ根2丁目1007	名北営業所	名古屋市北区大我麻町 116-302	輸送施設の使用停止 (175日車)及び文書警 告	貨物自動車運送事業 法施行規則第2条第1 項第3号	令和4年5月27日及び令和4年6月3日、監査方 針に基づき、監査を実施。12件の違反が認めら れた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動 車運送事業法施行規則第2条第1項第3号)、(2) 事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事 業法施行規則第2条第1項第4号)、(3)乗務時間 等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第4項)、(4)健康診断未受 診(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条 第6項)、(5)定期点検未実施(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第3条の2)、(6)点呼の実施 義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則 第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(7)乗務 等の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第8条)、(8)運行指示書の作成義 務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 9条の3第1項)、(9)運転者台帳の記載事項等不 備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 の5第1項)、(10)特定の運転者に対する運転適 性診断未受診(貨物自動車運送事業輸送安全 規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する 指導監督義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第22条)、(12)運行管理補助者の要件 違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18 条第3項)	19	18

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
7	20221209	有限会社田口産業(法人番号9200002027624) 代表者田口利一	岐阜県下呂市金山町金山1786番地18	本社営業所	岐阜県下呂市金山町金山1786番地の3	輸送施設の使用停止(80日車)及び文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号	令和4年4月22日、監査方針に基づき、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)、(2)乗務時間等基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(3)一の運行の勤務時間遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(4)過積載運行禁止違反(貨物自動車運送事業法第17条第3項)、(5)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3項)、(6)点呼の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(7)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(8)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(9)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(10)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3第1項)、(11)運転者台帳の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5第1項)	8	8
8	20221209	有限会社雅商事(法人番号6180002068310) 代表者飯田貴士	愛知県春日井市気噴町三丁目13番地8	本社営業所	愛知県春日井市気噴町三丁目13番地8	文書警告	貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号	令和4年10月28日、公安委員会からの通知を端緒として、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)配置車両数違反(貨物自動車運送事業法施行規則第6条第1項第1号)、(2)利用事業者の概要の変更違反(貨物自動車運送事業法施行規則第7条第1項第4号)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(中部運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表について（令和4年12月分）

	行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
9	20221216	株式会社松居重建（法人番号 2200001007732）代表 者松居義政	岐阜県各務原市川島小網 町2105番地	本社営業所	岐阜県各務原市川島小網 町2105番地	輸送施設の使用停止 （60日車）及び文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和4年4月26日、監査方針に基づき、監査を 実施。8件の違反が認められた。(1)乗務時間等 基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)健康診断未受診 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6 項)、(3)整備管理者の研修受講義務違反(貨物 自動車運送事業輸送安全規則第3条の4)、(4) 点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第1項及び第2項並びに第3 項)、(5)点呼の記録記載事項不備(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(6)運行 指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業 輸送安全規則第9条の3第1項)、(7)特定の運転 者に対する運転適性診断未受診(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)一般 講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第23条第1項)	6	6
10	20221228	株式会社オカダ・エキ スプレス(法人番号 2180001025002) 代表 者岡田俊雄	愛知県名古屋市区比良 二丁目24番地	本社営業所	愛知県名古屋市区比良 二丁目24番地	文書警告	貨物自動車運送事業 輸送安全規則第3条第 4項	令和4年10月20日、監査方針に基づき、監査を 実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等 基準告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第3条第4項)、(2)整備管理者の解 任届出違反(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第3条の2)、(3)点呼の実施義務違反(貨物自 動車運送事業輸送安全規則第7条第1項及び 第2項)、(4)点呼の記録義務違反(貨物自動車 運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(5)点呼 の記録記載事項不備(貨物自動車運送事業輸 送安全規則第7条第5項)、(6)乗務等の記録記 載事項不備(貨物自動車運送事業輸送安全規 則第8条)、(7)運行記録計による記録義務違反 (貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、 (8)事故の記録記載事項不備(貨物自動車運送 事業輸送安全規則第9条の2)、(9)運転者台帳 の記載事項等不備(貨物自動車運送事業輸送 安全規則第9条の5第1項)	0	0

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者（中部運輸局管内の全ての営業所）に付されている点数の総和を表す。